

# 睦合北公民館だより

各地区の公民館だよりは、厚木市のホームページ  
(<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>)  
でご覧になれます。

令和5年10月15日号

編集・発行

厚木市立睦合北公民館

所在地 厚木市三田2735-1

電話 046-241-1310

Fax 046-243-1010

E-Mail 8615@city.atsugi.kanagawa.jp

## 体育振興

# ウォークラリー&ゲーム大会参加者募集

【日時】11月25日(土) 9:20~12:00 (受付は9:00~)

※小雨決行。荒天の場合は26日(日)に順延。

【集合場所】睦合北公民館

【参加費】無料

【対象】睦合北地区在住の方 15組

※申込み多数の場合は、地区の方を優先し抽選。

【募集方法】2人以上5人以下でチームを作り、チーム名を決め、11月10日(金)までに、睦合北公民館窓口または電話にてお申し込みください。

※小学生同士のチームは、保護者の同意が必要です。

※雨が降りそうな場合は、雨具(カッパ等)をお持ちください。

**豪華賞品を用意してるよ。みんな参加してね。**

【問合せ】睦合北公民館 電話 241-1310 (受付8:30~17:15 ※祝日を除く)

## ~地域の居場所マップについて~

身近な地域で、気軽に立ち寄れる「居場所」や「サロン」。厚木市内に住民同士の交流を目的に、子どもから大人まで集える居場所があります。

厚木市社会福祉協議会では、ホームページ上に15地区別マップを公開しています。自分に合った活動を見つけて、ぜひ参加してみてください。

※最新の活動状況等、ご興味のある方は、地域福祉係までお問い合わせください。

【問合せ先】厚木市社会福祉協議会 地域福祉係

電話 046-225-2949



【居場所マップはこちらから】

## ~通いの場を作ってみませんか~

「通いの場」とは、高齢者(65歳以上)の方々が社会的孤立の解消、心身の健康保持及び介護予防を目的に「普段の生活の中で」「お住いの地域で」「地域の方々と交流できる」場のことです。

本市では新たに「通いの場」を開設する団体等に対し、最大5万円の交付金を交付します。

「通いの場」の開設を検討されている方は、地域包括ケア推進課地域支援係まで御相談ください。

※通いの場の活動内容例

○茶話会○健康体操○料理○陶芸○手芸○将棋・囲碁  
○健康相談

【問合せ先】地域包括ケア推進課地域支援係

電話 225-2224

## 「果樹剪定講座」

【日時】11月15日(水) 9:30~11:30。雨天の場合11月17日(金)

【場所】小町緑地内 果実の森

【内容】果樹の剪定方法を学ぶ講座

【持ち物】軍手、筆記用具

【対象者】厚木市内在住在勤在学の方20人。

【参加費】無料

【申込み】厚木市講座予約システムまたは、ハガキかファックスで〒住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、参加人数を書き環境みどり公社施設課

電話 225-2774 <FAX> 248-9502 <厚木市講座予約システムNo.2347005>

【募集期間】10月31日まで。必着。申込多数の場合は抽選。

【問合せ】(公財)厚木市環境みどり公社施設課 厚木市長谷626-1 電話225-2774



公社ホームページQRコード

## ～市民法律講座～

日常生活の中で発生するさまざまな法律問題への対応や、身近な法律知識をこの機会に身につけてみませんか。希望されるテーマのみの受講も可能です。ぜひご参加ください。

【日程】令和5年11月2日（木）、10日（金）、16日（木）

【時間】18：00～19：45（開場17：30）

【会場】あつぎ市民交流プラザルーム610（アミューあつぎ6階）

【テーマ】

第1回（11/2）ここが知りたい！相続のこと

第2回（11/10）相続させる側の対応  
～遺言作成の概要～

第3回（11/16）改正相続関係の解説

【講師】神奈川県弁護士会所属の弁護士

【対象】市内在住・在勤・在学の方 30人（先着順）

【受講料】無料

【申込み】10月16日（月）から10月27日（金）までに、電話または窓口で申込み。募集人員になり次第締切。

【問合せ】厚木市役所 市民協働推進課  
人権男女相談係  
（本庁舎1階総合相談コーナー）  
電話046-225-2100

## ～消防団員 募集～

命と暮らしを守るため、今、あなたの力が必要です。

火災や台風などの災害発生時に、消防署と協力して、消防防災活動を行うのが消防団です。

《主な活動内容》

- ◆火災、台風、地震等発生時の災害活動
- ◆器具や車両の点検（月2回程度）
- ◆各種消防訓練 ◆イベント等での警戒、消防団PR
- ◆火災予防広報

《資格》

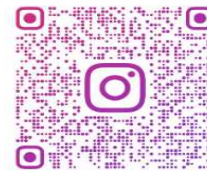
市内に居住し、勤務し又は通学する18歳以上の健康な方で、消防団活動に関心がある方

【問い合わせ】消防総務課

電話 046-223-9366



市ホームページ



@ATSUGI.119\_OFFICIAL

## ＜厚木市賃貸住宅あんしん保証制度補助金＞ あんしん住まい見守りサービス

安否確認と費用補償がセットになっているから 居住者だけでなく、オーナーさんや不動産店も安心

【対象者】

- ・厚木市に住民登録のある満65歳以上の方
- ・民間賃貸住宅に一人で居住、又はこれから入居する方

【サービスの内容】

- ・週2回電話による安否確認
- ・居室内で死亡時に最大100万円までの費用補償（遺品整理や原状回復費用）

【利用料】※初回登録料を市が補助します。

コース	初回登録料	月額利用料	費用補償の対象
スタンダード	10,000+税	1,500円+税	居室内で死亡時

＜心配する方々へ安心をお届けします。＞



【利用申込み・申請手続】

不動産店で見守りサービスの申込みと補助金の申請手続き

※サービスが利用できる協力不動産店は市ホームページから確認できます。

※現在民間賃貸住宅にお住まいの方で、契約している不動産店が協力不動産でない場合は、住宅課まで御相談ください。

【問合せ】厚木市まちづくり計画部住宅課住宅政策係

電話:046-225-2330 FAX:046-224-0621